

3 水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の**策定・改定に資する取組を支援**します。

2. 技術・機械等の導入支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「**推進計画**」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物の新たな導入**（2万円（3万円※¹）/10a×5年間）
 - ② **高収益作物による畑地化**（17.5万円※²/10a）
 - ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）
- ※¹ 加工・業務用野菜等の場合
※² 令和5年度までの時限単価

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「**推進計画**」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援**します。

- ① 「**推進計画**」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- （1、2 ①②の事業） 農産局園芸作物課 （03-6744-2113）
 - （2 ③の事業） 農産局果樹・茶グループ （03-3502-5957）
 - （1、2 ①の事業） 畜産局飼料課 （03-3502-5993）
 - （2 ②の事業） 経営局経営政策課 （03-6744-2148）
 - （3の事業） 農産局企画課※ （03-3597-0191）
 - （4の事業） 農村振興局設計課 （03-3502-8695）
- ※プロジェクトの窓口を担当

<事業イメージ>

